

一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟

貸付事務手続要領内規

平成 26 年 1 月 26 日 制 定

- 1 この内規は、貸付事務手続要領第 2 条（以下、「要領」という。）に規定する貸付先の範囲を制限し、貸付事務を円滑に行うため次のとおり運用する。
- 2 要領に定める貸付先は、正会員積立金を積立している者に限るものとする。

附 則（平成 26 年 1 月 26 日一部改正）

この内規は、平成 25 年 12 月 2 日より遡及施行する。